

雇用・能力開発機構のあり方検討会と行政減量・効率化有識者会議(前政権における検討の経緯)

雇用・能力開発機構のあり方検討会(厚生労働省)

行政減量・効率化有識者会議(行政改革推進本部)

趣旨

○「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、雇用・能力開発機構については、職業能力開発施設の**設置・運営業務の必要性について評価を行い**、その結果を踏まえ、**法人自体の存廃について1年を目処に検討**を行うこととされているため、業務の評価、組織のあり方に関する検討を行ったもの。

趣旨

○「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、全体の取組状況について、関係府省の協力を得て有識者会議による**フォローアップを実施**することとされている。
○雇用・能力開発機構は、特に**重点的にフォローアップ**すべき法人に選定されている。

スケジュール

平成20年

- 3月13日 第1回検討会
- 4月16日 第2回検討会 (機構ヒアリング)
- 5月 施設見学(総合大、ポリテクセンター関東)
- 6月 2日 第3回検討会
- 6月27日 第4回検討会 (民間、地方ヒアリング)
- 7月22日 第5回検討会 (中間整理)
- 9月16日 第6回検討会 (今後の検討方針)
- 12月2日 第7回検討会 (最終報告)
- 12月10日 最終報告

スケジュール

平成20年

- 4月10日 厚生労働省ヒアリング(機構全般)
- 5月21日 厚生労働省ヒアリング(私のしごと館)
- 7月24日 厚生労働省ヒアリング(機構全般)
- 9月 3日 雇用・能力開発機構の存廃について論点整理
- 9月17日 雇用・能力開発機構の存廃について案のとりまとめ
- 11月19日 厚生労働省ヒアリング(機構全般)
- 12月 労使からのヒアリング

最終報告案(平成20年12月2日)

- ① 職業訓練関連業務へ特化し、組織のあり方についてゼロベースで抜本的に見直し
- ② 雇用のセーフティネットとしての訓練、高度なものづくり訓練、指導員の研修等は引き続き国が責任を持って実施
都道府県や民間への移管が可能なものは移管を検討
- ③ 総合大の長期課程は廃止し、短期研修に切り替えるなど抜本的に見直し
- ④ 私のしごと館は、民間委託契約終了後に廃止し、有効活用策を検討

大綱(平成20年9月17日)

- ① 機構は廃止、組織は解体、機能は整理
- ② 雇用のセーフティネットとしての訓練、高度なものづくり訓練を問わず、すべて都道府県又は民間に移管
- ③ 総合大は廃止。ただし、再研修は維持し、他の法人に移管等
- ④ 私のしごと館は廃止し、有効活用策を検討

構成員

	(民)秋葉 英一	全国専修学校各種学校総連合会 理事・総務委員長
座長代理	今野 浩一郎	学習院大学経済学部教授
	(使)上原 洋一	東京都中小企業団体中央会理事 (上原ネームプレート工業株式会社 代表取締役)
	大久保 幸夫	リクルート ワークス研究所所長
(使)	川本 裕康	日本経済団体連合会常務理事
	清成 忠男	法政大学名誉教授・学事顧問
(労)	古賀 伸明	日本労働組合総連合会事務局長
(県)	佐伯 満孝	愛媛県経済労働部長
(県)	志治 孝利	愛知県産業労働部労政担当局長
座長	庄山 悦彦	日立製作所取締役会長
	住田 裕子	弁護士
(県)	高本 隆	石川県商工労働部長
(民)	千葉 茂	日本工学院八王子専門学校長
(民)	本田 一男	全国産業人能力開発団体連合会 専務理事
	山田 真哉	公認会計士
(使)	渡辺 祥二	日本商工会議所労働小委員長 (豊田商工会議所会頭 大豊工業 株式会社相談役)

(五十音順 敬称略)

構成員

座長代理	朝倉 敏夫	読売新聞東京本社専務取締役論説 委員長
	逢見 直人	日本労働組合総連合会副事務局長
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
	小幡 純子	上智大学大学院法学研究科教授
	樫谷 隆夫	日本公認会計士協会常務理事
	菊池 哲郎	毎日新聞社取締役
	富田 俊基	中央大学法学部教授
	宮脇 淳	北海道大学大学院法学研究科教授
座長	茂木友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役会長 CEO
	森 貞述	愛知県高浜市長
	(専門委員)	
	安念 潤司	中央大学法科大学院教授
	柿本 寿明	(株)日本総合研究所シニアフェロー
	梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表 社員(CEO)
	草野 満代	フリーキャスター
	嵐 信彦	ジャーナリスト

(五十音順 敬称略)

今後の雇用・能力開発機構の あり方について（概要）

**平成20年12月
雇用・能力開発機構のあり方検討会**

今後の雇用・能力開発機構のあり方について（概要）

（目次）

<u>1. 組織のあり方</u>	1
<u>2. 改革の方向</u>	2
<u>3. 雇用のセーフティネットとしての離職者訓練の実施</u>	4
<u>4. ものづくり分野に係る訓練の実施</u>	5
<u>5. 職業訓練のノウハウと全国ネットワークによる一体的運用</u>	6
<u>6. 都道府県への移管に伴う問題</u>	7

今後の雇用・能力開発機構のあり方について

1. 組織のあり方

○ 機構の組織については、大型の福祉施設の設置・運営等についての強い批判に謙虚に耳を傾け、これらの事業は機構の業務として廃止して、真に必要な職業訓練関係業務に特化するとともに、効率的な運営を徹底する観点に立ち、次のような抜本改革を行い、国としての責任を果たせる効果的な組織として出直しを図る。

- 第一に、今後は国の事業としては、職業訓練関係業務に特化し、その他の業務は、廃止又は移管する。
- 第二に、国の雇用対策や、ものづくり支援の一環としての訓練政策を担う組織とする必要がある。具体的には、国が業務運営の目標等を指示し、急激な雇用悪化や災害等の緊急時には国の要請のもとで対応できる体制を整えるなど、国が一定の関与を持つ仕組みが必要である。
- 第三に、勤労者福祉施設の設置・運営などについての様々な批判を受けたことを踏まえ、財源を拠出している使用者の代表者や実際のユーザーである中小企業や労働者の代表者、即ち、労使による組織の運営への参画とコントロールが可能な仕組みを導入する。
- 第四に、職業訓練関連業務自体についても、多くの施設・設備を有しており、こうした施設・設備の無駄の排除、効果的な運用のため、外部専門家からなる第三者委員会を設けるなどにより、資産の効率的活用の徹底を図る。
- 第五に、国としての訓練ノウハウを活かし、真に地域に貢献する公共職業訓練を実施できる組織とするため、各施設ごとに地域の中小企業団体、各種教育訓練機関の声を反映できる協議会を設けるなどにより地域との連携を深め、特に、ものづくり分野については、日本の国際競争力を高める観点からも、中小企業施策や教育施策とのより一層の連携を図る。

2. 改革の方向

(1) 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）

- 原則として、各都道府県1つのポリテクセンターを設置する（地理的条件等にも配慮することとする。）など、全国ネットワークにより一定水準の職業訓練の実施を確保する必要がある。
- 他方、上記以外のセンターで、都道府県や民間が移管を希望し、水準を維持して運営・実施できるものは、移管を検討する。
- 今後は、非正規労働者や就職困難者など、職業訓練の受講が必要な者が訓練を受けられる仕組みとすることが必要である。

(2) 職業能力開発大学校・附属短期大学校（ポリテクカレッジ）

- 大学校において行っている高度なものづくり分野の訓練は、施設・設備にコストがかかるだけでなく、訓練ノウハウも高度の水準を要するため、現状では、民間教育訓練機関や都道府県では対応が困難であり、国が自らの責任において、引き続き実施することが必要である。
- 附属短期大学校についても、基本的には同様であるが、現在も都道府県で実施しているものが存在することから、都道府県や民間が移管を希望し、水準を維持して運営・実施できるものについては、移管を検討する。

(3) 職業能力開発総合大学校

- 現在の4年制の長期課程を廃止し、新たに指導員となる者等を対象とする研修に切り替えるなどにより、指導員養成の在り方を抜本的に見直し、職業能力開発総合大学校を研修機関として再編する。

(4) 業務の見直し

- 地域の民間の教育訓練機関や都道府県との重複・競合を排除する仕組みを徹底し、国でなければ実施できない高度なものづくり分野の訓練などに集中していく必要がある。
- また、機構の職業訓練も施設により取組状況にばらつきがあり、保有する訓練ノウハウを全国ネットワークとして浸透させる努力や経営意識・理念の徹底が必要である。

改革の方向

職業訓練関係業務に特化

組織は抜本見直し

(独)雇用・能力開発機構

職業訓練業務

ポリテクセンター
(全国61所)

職業能力開発短期大学校(全国1校)
職業能力開発大学校附属短大(全国12校)

職業能力開発大学校
(全国10校)

職業能力開発総合大学校
(全国1校)

相談・援助関係業務

勤労者財産形成業務

私のしごと館

アビリティガーデン

雇用促進住宅

勤労者福祉施設

原則として、各都道府県1つは国で実施

都道府県が移管を希望するものについては移管を検討

引き続き国が実施

4年制の長期課程は廃止し、新たに指導員となる者等を対象とした研修に切替。

能力開発業務に限定
雇用開発業務は他機関へ移管

他機関へ移管

廃止(建物は有効活用を検討)

廃止

廃止決定済み

廃止済み

見直し後の法人

職業訓練業務

ポリテクセンター
(原則各都道府県1所)

職業能力開発短期大学校
職業能力開発大学校附属短大
(県が移管を希望しないもの)

職業能力開発大学校

職業能力開発総合大学校
(研修機関に再編成)

能力開発業務

都道府県への移管の候補

ポリテクセンター
(上記以外で県が移管を希望するもの)

職業能力開発短期大学校
職業能力開発大学校附属短大
(県が移管を希望するもの)

財源・職員の移管が問題

移管について都道府県と協議

3. 雇用のセーフティネットとしての離職者訓練の実施

- 離職者訓練の実施を含む雇用のセーフティネットの強化は、現在、国民生活の安心・安全のために最も重要な国策の一つである。

特に、現在、世界的な金融危機により、円高や株価の大幅な下落・乱高下が続く中で、実体経済や雇用への深刻な影響により、離職者の多発が予測される。

こうした離職者訓練実施のすべてを都道府県等に移管することは、次のような問題があり、労使団体や地域自治体から、反対の意見が出されている。
- 第一に、離職者訓練は、国に代わり、雇用・能力開発機構が11.3万人で全体の80%を実施。就職率も、施設内82.0%（都道府県平均73.6%）と高い実績を上げている。

また、緊急時の離職者訓練は、ほとんど機構が実施（H13年度32万人中30万人）してきた。移管によって実績の乏しい都道府県が同様の実績を挙げられる保証は全くない。
- 第二に、機構は、全国61のポリテクセンターを中心に、全国ネットワークにより、地域の離職者訓練の実施を担保しており、これを解体・移管すれば、次のような事態を避けられない。
 - ① 都道府県の財政力・訓練実施体制の違いにより、離職者訓練の実績に大きな跛行性（施設内4000人弱から0人まで）がある中で、地域の格差が益々拡大しかねない。
 - ② 特に、小規模県などは、産業が少なく、財政力も乏しい一方、失業者や貧困層が多く、国としての訓練実施の担保がなければ、地域住民の安心・安全が全うすることは困難。また、地域的な離職者の多発等の緊急時にも迅速かつ柔軟な対応ができなくなる。
- 第三に、増加するワーキングプア層に対し、企業実習を含む実践的訓練機会を提供し、安定雇用に誘導するジョブ・カード制度は、機構の有する訓練に係る多様な訓練のノウハウに支えられており、都道府県などが、この役割を代替することは困難である。

4. ものづくり分野に係る訓練の実施

- 自動車、電機、機械等の基幹産業を支えてきた地域のものづくり中小企業群がグローバルなコスト競争、機械・設備の高度・高価格化、人材不足等により、各地で大幅に減少ないし消滅しつつある。

- 他方、最近のものづくり分野の現場においては、製品の品質の高度化、納期の短縮、価格競争に応じ、高速・高精度のNC複合旋盤やマシニングセンタなどが導入されデジタル化が進む一方、中核労働者については、新技術への対応に加え、品質や設備の不具合、トラブル発生、効率的な生産ラインの構築などに対応できる能力が、生産性向上の鍵を握るものとして重視されている。

- このような中で、ものづくり中小企業群の維持・強化を図るためには、若手を中心とした人材の育成・確保の問題が不可欠である。ところが現状をみると、中小企業における人材確保の困難、企業間を移動しつつ一人前となる仕組みの崩壊や、ものづくり分野の民間教育訓練機関がほとんど存在しないこと等から、公的な支援がますます求められるようになっている。

- このため、職業訓練についても、高度・高額の機械を装備したうえ、新技術のほか、生産管理・品質管理など、高度かつ幅広い分野にわたる知識・技能についてコースを設定し、訓練を実施する能力が必要であり、都道府県においても十分な対応は困難である。

- 上記のような事情を踏まえ、労使団体をはじめ、地域自治体や中小企業団体から、国の責任において、ポリテクセンターやポリテクカレッジの運営を求める要望が数多く出されている。

5. 職業訓練のノウハウと全国ネットワークによる一体的運用

- 職業訓練制度の特質として、訓練内容が技術の急激な進歩等に常にキャッチ・アップすることが要請される。このため、**職業訓練指導員の能力の向上や新技術等に対応した訓練カリキュラム・コースの改廃は、職業訓練の鮮度を保つ生命線**である。
- 現在、職業訓練指導員の研修を専門的に行う施設は、**全国で職業能力開発総合大学校のみ**である。また、同校では、PDCAサイクルの展開など訓練の質の保証システムの確立を図っている。
- 機構は、こうした職業訓練に係るノウハウを持つ職業能力開発総合大学校と前述のポリテクセンター（61 所）やポリテクカレッジ（22 校）を**全国ネットワーク化し、一体的に行うこと**によって、次の**効果を上げている**。
 - ① 必要に応じた指導員の再研修や、頻繁なカリキュラム・コースの見直し・改廃（毎年離職者訓練では 1/3 のコース、在職者訓練では 2/3 のコース）を行い、全国の職業訓練水準を質的に担保している。
 - ② 機構の職業訓練指導員については、全国の多様な施設を異動する中で、専門職種の実践的な OJT やキャリア・アップを図ることが可能となっている。
- 他方、都道府県では、指導員の研修機会が乏しく、小規模県の中には、異動が限られ、実践的なキャリア・アップの機会が少ない県や、**カリキュラム・コースの改廃を行っていない県も少なくない**（20 年度 18 県）。
- 国による指導員の研修機能や訓練の質の保証のノウハウ及び全国ネットワークの仕組みを解体すれば、**指導員の技能や訓練内容の陳腐化が進行**し、全国の職業訓練の水準の維持が困難となる。
- なお、職業能力開発総合大学校は、指導員就職率こそ低いですが、民間も含めた就職率は高く、企業からも高い評価を得ていることから、この訓練内容を職業能力開発大学校に移管・強化することが必要である。

6. 都道府県への移管に伴う問題

【職員の移管に関する問題】

- 現在、機構の各訓練施設の指導員は、全国異動の中で職務命令により各地域での勤務をしており、都道府県が、当該県内の機構施設の指導員を受入れようとしても、希望地域の相違や民間転職により、必要な指導員を確保できる保障はない。
- また、都道府県の職員の定員事情が厳しい中で、希望者がいても、常勤での採用とならなければ条件面での折り合いがつかないことは期待できず、職員の雇用問題が発生するおそれ。

【職業訓練業務の移管に伴う財源の問題】

- 機構が実施している職業訓練を都道府県に移管し、都道府県が独自に訓練を行う場合に、事業主負担のみの雇用保険二事業からの支出で対応することについては、財源負担者である事業主団体の代表から強い反対意見があり、全額補助は当該団体の理解が得られない。一方、都道府県からは、財源については、必要経費を全額確保すべきとの意見があった。
- 職業訓練業務の移管に伴う財源の問題については、今後、財源負担者である事業主や都道府県の意見、他制度との均衡等も考慮しつつ検討することが必要である。

【財産の移転に関する問題】

- 移管に伴い、基本的には、施設・設備の適正価格での買い取りが原則であり、都道府県の負担が発生。

【移管に伴う負担と混乱】

- 職業訓練事業の移管は、指導員等の募集、条件の調整、民間からの補充、運営ノウハウの継承、職員の研修、財政的手当、訓練科目の見直し、施設・設備の整備等時間と労力を要する作業である。すべての施設の移管となれば、機構・県双方にとって大きな負担であり、雇用失業情勢が厳しく、離職者訓練の実施が急務となる中で、大きな混乱を生じかねない。

雇用・能力開発機構の存廃についての方針（大綱）

平成20年9月17日
行政減量・効率化有識者会議

行政減量・効率化有識者会議においては、雇用・能力開発機構について、昨年末の「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日）で「法人自体の存廃について1年を目途に検討を行う」と明記されたことを踏まえ、本年4月から、厚生労働省ヒアリング、地方分権改革推進委員会及び地方関係者からの意見聴取、論点整理等の審議を通じ、ゼロベースから、法人の在り方の検討を行ってきた。

検討の結果、行政減量・効率化有識者会議として、以下の方針を取りまとめた。

I 基本的方針

法人の各業務を区分し、①必要性の高くない業務は止める、②民間でできるものは民間で、③地方でできるものは地方で、④他の法人で可能ならその法人で実施する、との観点から、以下のような改革を行うべきである。

国の果たすべき主な役割は全国的な施策の企画・指導やそのフォローアップであり、実施はできるだけ地方や民間に委ねていくことが、地域の実情や社会のニーズに即したより質の高い職業訓練の展開に資するものと考えられる。また、離職者等への職業相談、職業訓練、職業紹介のより緊密な連携を図る観点からも、今後の適切な役割分担が重要となる。

改革の実施にあたっては、業務の合理化・効率化を一層進めつつ、明確に期限を区切って改革プランを着実に推進することが必要である。

II 業務・組織の見直し

1. 中核的業務（職業訓練業務）

（1）職業能力開発総合大学校

職業能力開発総合大学校は廃止又は民営化（学校法人化）し、同校の施設については有効利用の方策を早急に検討する。

職業能力開発総合大学校の業務のうち、現在の卒業生の1～2割程度しか職業訓練指導員に就職していない指導員養成業務については、廃止する。

一方、再研修業務については、訓練ニーズに応じた職業訓練指導員の再研修の必要性の観点から、研修又は職業訓練に関連する他法人に移管する。その際、職業訓練ニーズと再研修の適切なマッチングを図るため、研修プログラムの抜本的な見直しが必要である。

(2) 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）、職業能力開発大学校・短期大学校（ポリテクカレッジ）

現在の訓練メニューを精査し、地方や民間で行われている訓練メニューとの重複等を見直した上で、職業訓練に関連する他法人に一旦引き継ぎ、段階的に、都道府県、民間への円滑な業務移管を推進する。

なお、今後の地方分権改革推進委員会における検討も踏まえつつ、都道府県等が引き受け可能となるよう、財源の手当及び職員の扱いについて適切に対応する。特に、財政状況が厳しく、他の訓練機関も不足している地方への対応については、特段の配慮が必要である。

(3) 民間等への委託訓練

現在、離職者訓練の約7割を占める委託訓練のより一層の拡大を進める。また、現在は、雇用・能力開発機構と都道府県の双方が実施主体となり民間等への委託訓練が行われているが、今後は委託の実施主体を都道府県に一元化した上で、財源の手当等について適切に対応する。

(4) その他

雇用・能力開発機構が保有し、運営を全て外部に委託している地域職業訓練センターについては、職業訓練に必要不可欠な業務とは考えられず、早期に廃止する。その際、地域の希望がある場合には、移管を検討する。

生涯職業能力開発促進センター（アビリティーガーデン）は、平成20年度末に廃止する。

2 その他周辺の業務

(1) 助成金業務等

都道府県センターで行ってきた助成金業務、相談業務、技能者育成資金業務等は、職業訓練、職業相談、職業紹介のより緊密な連携を図る観点から、ハローワークに移管するか、若しくは、関連性のある他法人へ移管する。

(2) 勤労者財形業務

財形持家融資業務（住宅ローン）については、独立行政法人整理合理化計画に基づき、勤労者生活に関連する他法人に業務を移管する。

一方、利用実績の乏しい財形教育融資業務（教育ローン）は廃止する。

(3) 雇用促進住宅の売却

勤労者財形業務と同様、勤労者生活に関連する他法人に売却業務を移管する。若しくは、国へ住宅資産を実物返納し、国において早期に処分を進める。

(4) 私のしごと館

巨額の総工費をかけて土地、建物を整備したにもかかわらず、毎年の運営費を雇用保険料で赤字補填し、今後の計画においても赤字解消の目途が立たない「私のしごと館」業務は、廃止する。

ただし、施設そのものについては直ちに取壊すことなく、国において、一定期間をかけ、民間の知見も活用しつつ、既に投入した雇用保険料負担の最小化と施設の有効利用の観点から望ましい利用形態や売却先を検討する。

III 法人の廃止

上記により、法人の業務は、地方、民間、他法人等で担うものとして整理されることから、独立行政法人 雇用・能力開発機構は廃止する。

IV 留意事項

独立行政法人の業務の見直しに伴う職員の雇用・配置転換については、

法人の労使の自主性を尊重しつつ、必要に応じ、他の独立行政法人（特に厚生労働省の法人）及び政府関係機関などにおける受入措置等により、横断的な雇用確保に努める必要がある。

雇用・能力開発機構の存廃について～「法人」は廃止、「組織」は解体、「機能」は整理～

